

# 地球規模課題対応 国際科学技術協力プログラム (SATREPS)

令和6年度(2024年度)  
事業概要・委託研究契約・広報  
説明資料



科学技術振興機構

# 1. SATREPSについて

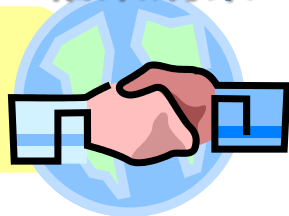


# SATREPSとは

～我が国の優れた**科学技術とODAの連携**による  
**地球規模の課題解決に向けた国際共同研究～**

連携の高度化・  
相乗効果

外交手段としての  
**科学技術**



我が国の科学技術を発展  
させる手段としての**外交**

日本の**科学技術外交**<sup>[※1]</sup>の先行事例として、  
総合科学技術会議(CSTP)<sup>[※2]</sup>  
の政策方針のもとにスタート(2008年～)

[※1] 科学技術外交：「外交と科学技術を相互に連携させる」という日本の外交政策・施策。  
(2007年にCSTPが「科学技術外交の強化に向けて」において提唱)

[※2] CSTP：内閣府に設置される「重要政策に関する会議」内閣総理大臣（議長）及び国務大臣と有識者の議場として、日本全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行う。

# SATREPSの目的

1. 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
2. 地球規模課題※の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
3. キャパシティ・ディベロップメント※



～研究成果の社会実装に向けて～

**SATREPSでは、社会実装の構想が必要**

※地球規模課題：

一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題

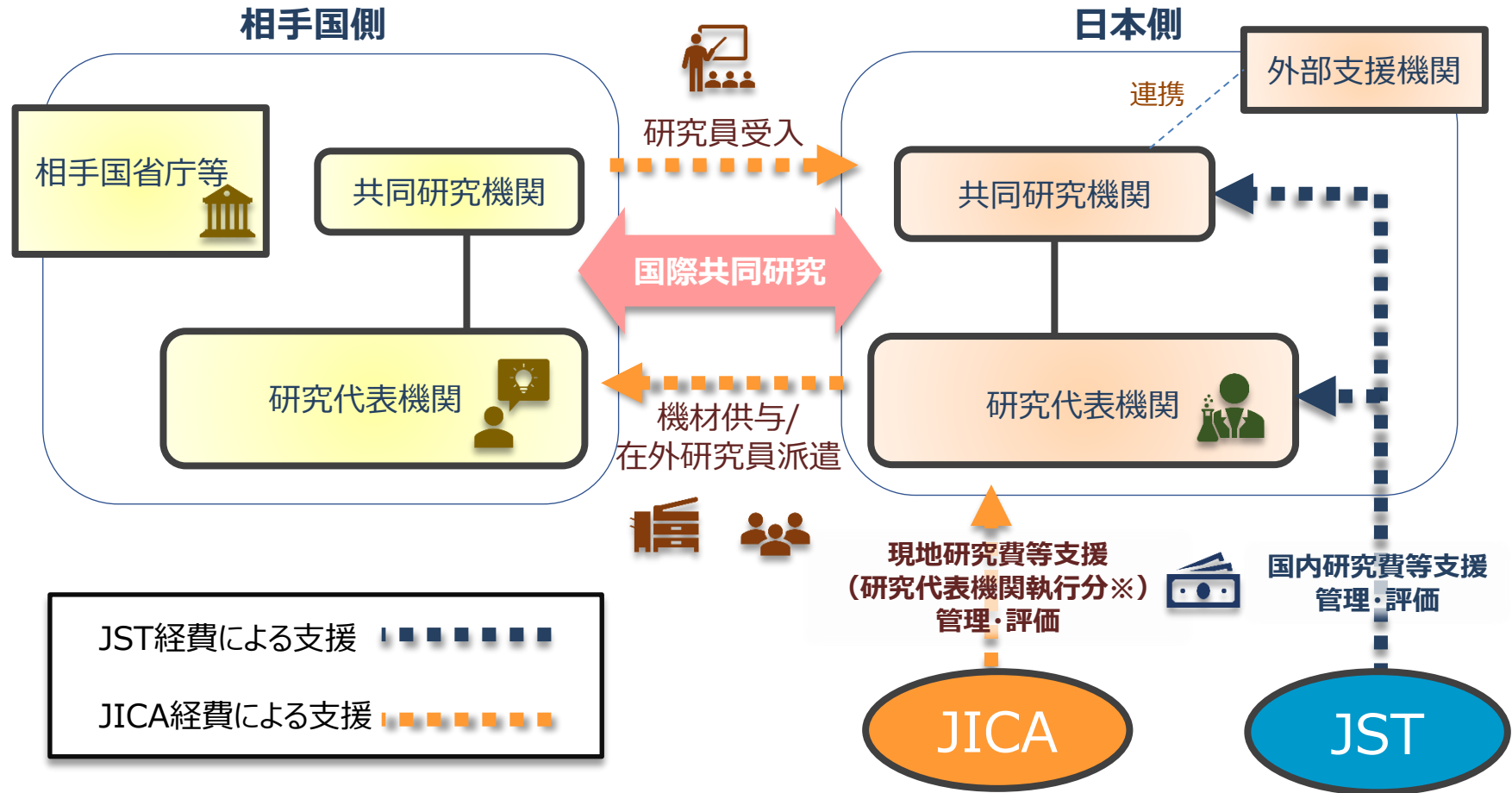
※キャパシティ・ディベロップメント：

国際共同研究を通じた開発途上国の自律的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成

※社会実装：具体的な研究成果の社会還元

# SATREPSの実施体制

JSTとJICAが連携し、地球規模課題の解決に向けて開発途上国との国際共同研究を推進



※ODA経費のうち、長期在外研究員の渡航費用や業務調整員派遣費などの一部費用はJICAから直接執行されます。

# SATREPS の分野・期間・規模

## ■ 研究分野



環境・エネルギー



生物資源



防災



感染症※

・環境領域  
・カーボンニュートラル領域

※H27年度～  
日本医療研究開発機構 (AMEDへ移管)

## ■ 国際共同研究期間

3～5年

## ■ 対象となる国(共同研究相手国)

ODAの技術協力の対象となっている開発途上国等

## ■ プロジェクトの規模

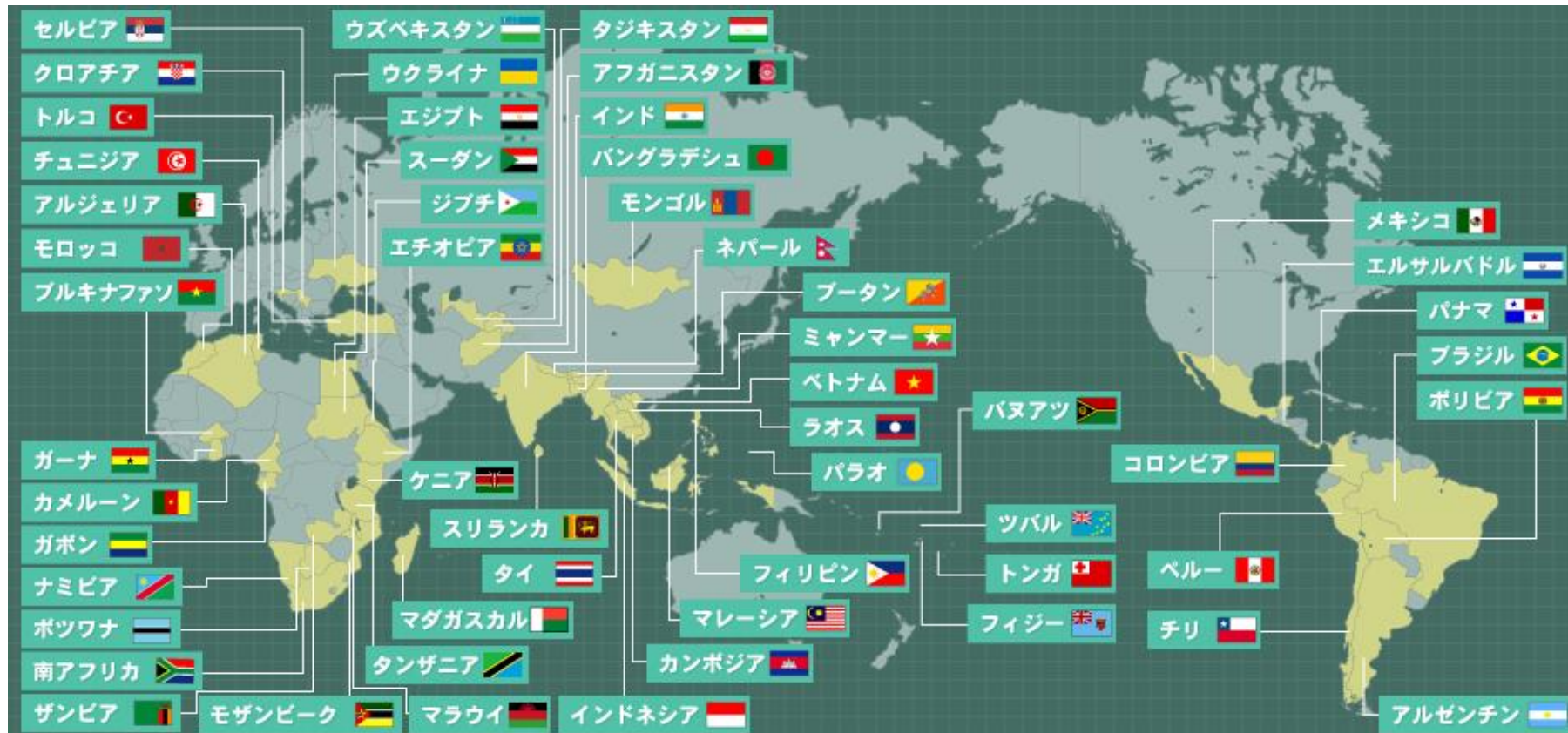
1課題あたり1億円程度/年

JSTおよびAMED: 3,500万円程度/年

JICA: 6,000万円程度/年



# SATREPS 実施国一覧 (H20年度～R5年度)

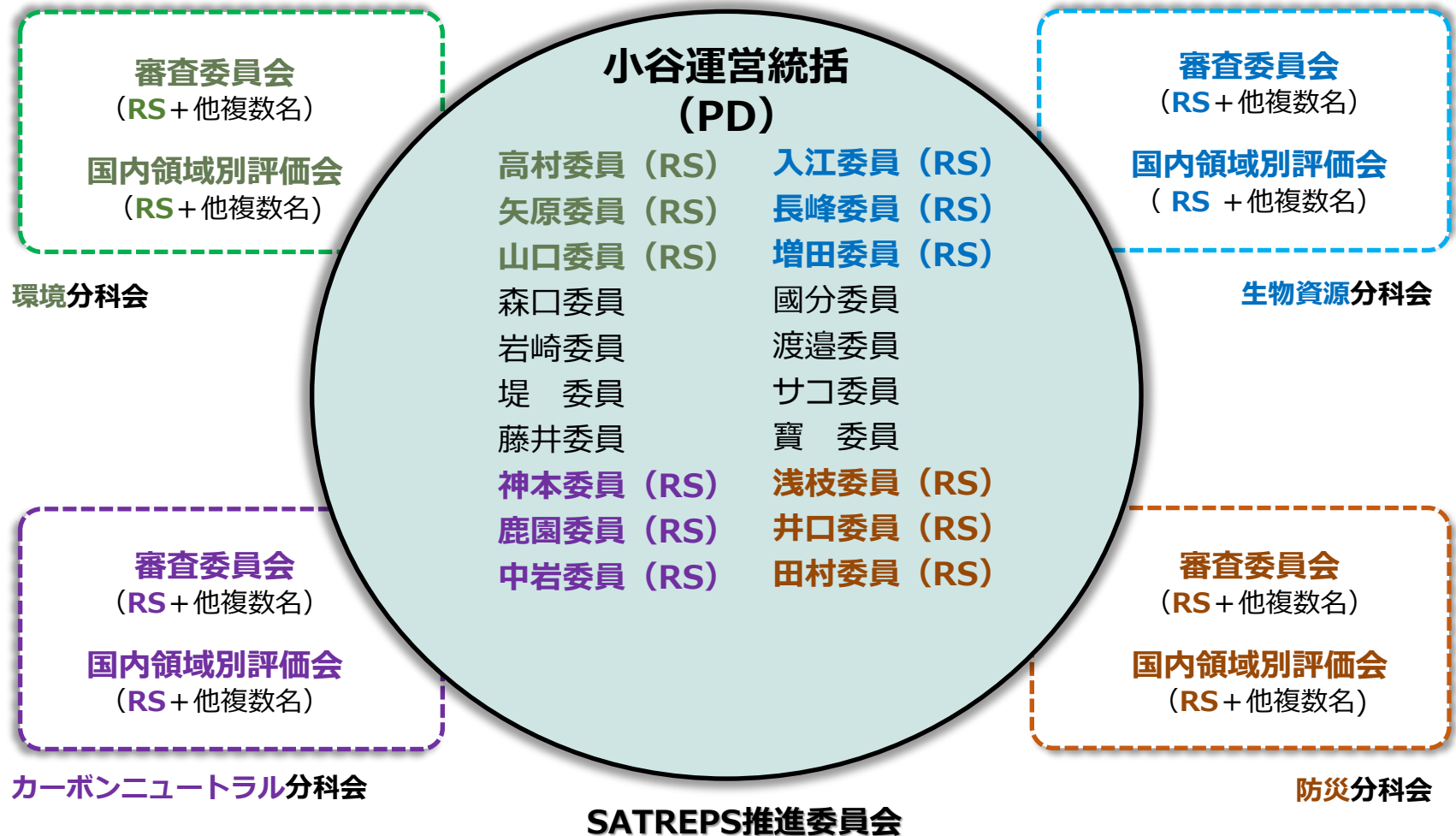


| 地域      | 採択国数  | 採択課題数 |
|---------|-------|-------|
| アジア     | 14 カ国 | 95 課題 |
| アフリカ    | 20 カ国 | 41 課題 |
| 中南米・その他 | 21 カ国 | 38 課題 |

※AMED採択分含む

# プログラム推進体制

2024年4月時点



※PD (Program Director) : 運営統括  
RS (Research Supervisor) : 研究主幹



# 運営統括(PD)及び研究主幹(RS) 2024年4月時点

| 研究分野     | 研究領域       | 役割   | 氏名     | 所属機関                    |
|----------|------------|------|--------|-------------------------|
| 運営統括     |            |      | 小谷 元子  | 東北大学 理事・副学長             |
| 環境・エネルギー | 環境         | 研究主幹 | 高村 ゆかり | 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授    |
| 環境・エネルギー | 環境         | 研究主幹 | 矢原 徹一  | 九州オープンユニバーシティ 研究部 研究部長  |
| 環境・エネルギー | 環境         | 研究主幹 | 山口 靖   | 名古屋大学 名誉教授              |
| 環境・エネルギー | カーボンニュートラル | 研究主幹 | 神本 正行  | 弘前大学 地域戦略研究所 客員研究員      |
| 環境・エネルギー | カーボンニュートラル | 研究主幹 | 鹿園 直毅  | 東京大学 生産技術研究所 教授         |
| 環境・エネルギー | カーボンニュートラル | 研究主幹 | 中岩 勝   | 産業技術総合研究所 名誉リサーチャー      |
| 生物資源     |            | 研究主幹 | 入江 憲治  | 東京農業大学 国際食料情報学部 教授      |
| 生物資源     |            | 研究主幹 | 長峰 司   | 元 農業・食品産業技術総合研究機構 理事    |
| 生物資源     |            | 研究主幹 | 増田 美砂  | 筑波大学 名誉教授               |
| 防災       |            | 研究主幹 | 浅枝 隆   | 埼玉大学 名誉教授               |
| 防災       |            | 研究主幹 | 井口 正人  | 京都大学 防災研究所 教授           |
| 防災       |            | 研究主幹 | 田村 圭子  | 新潟大学 危機管理本部 危機管理センター 教授 |

# 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献します！

SDGsの達成に科学技術イノベーションが貢献(STI for SDGs)していくためには、政府はもとより、大学、研究開発機関、NGOや企業等を含めた様々なマルチステークホルダーが連携していくことが重要です。JSTでは、シンクタンク機能、研究開発、産学連携、次世代人材育成、科学コミュニケーション等多岐に亘る機能を活かしつつ、日本におけるSDGsの活動に積極的に貢献していきます。



## 2. 国際共同研究の実施に向けて



## 2-1. 条件付き採択から正式化

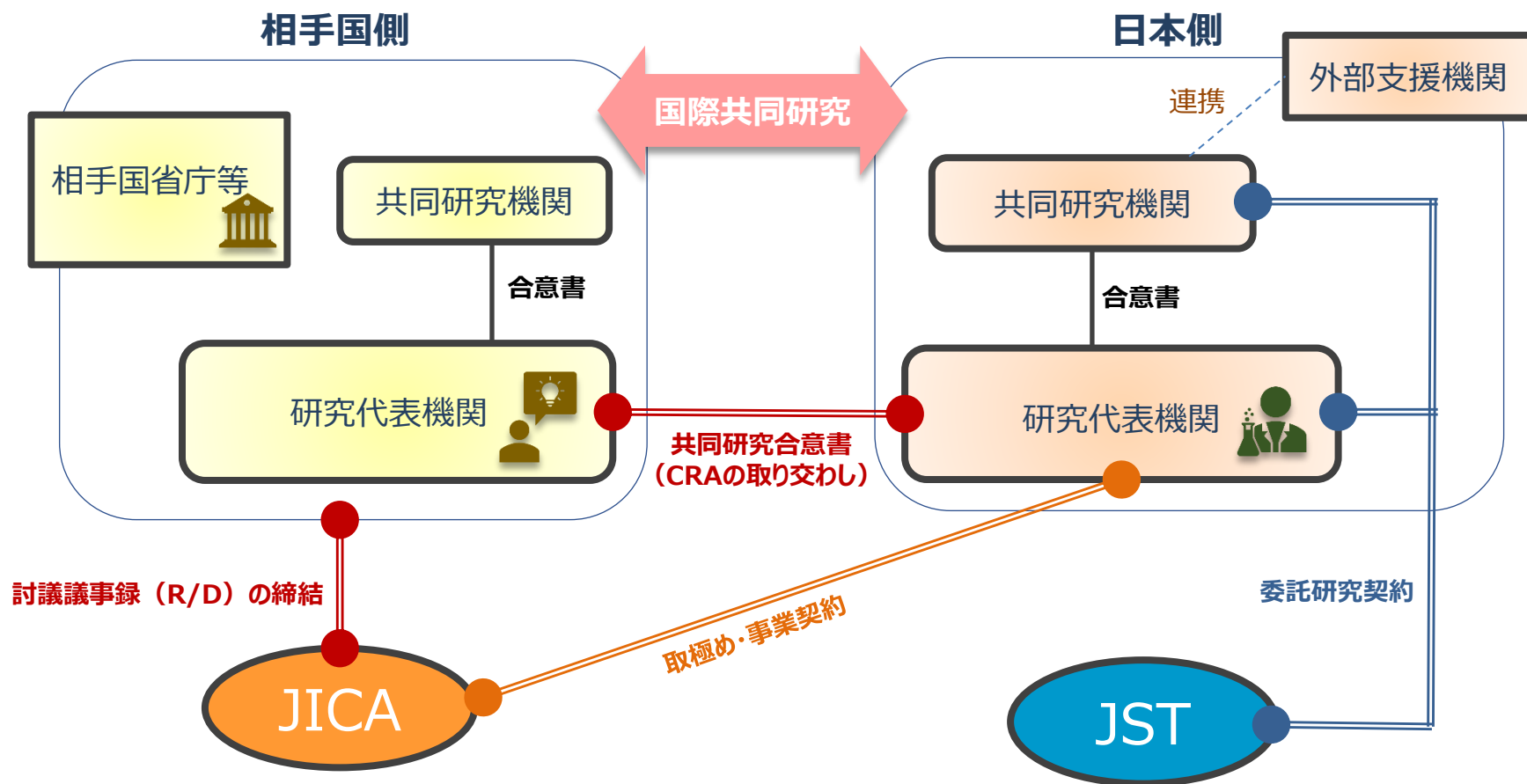
国際共同研究を正式に開始するにあたって、下記2つの文書が相手国側と署名されることが必要となります。

|                                                                    |                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <b>討議議事録</b><br>( <b>R/D</b> : Record of Discussions)              | JICAと相手国政府間で締結<br>(機材投入、人材育成支援など <b>技術協力プロジェクトの実施内容合意のため</b> )                 |
| <b>共同研究合意書</b><br>( <b>CRA</b> : Collaborative Research Agreement) | “研究代表者”の所属する代表研究機関間で締結<br>(成果公表・特許取得、相手国機関(研究者)との権利持分など <b>共同研究に関わる合意のため</b> ) |

令和7年2月末までにR/DおよびCRAが締結されて初めて、正式に国際共同研究を開始できます。

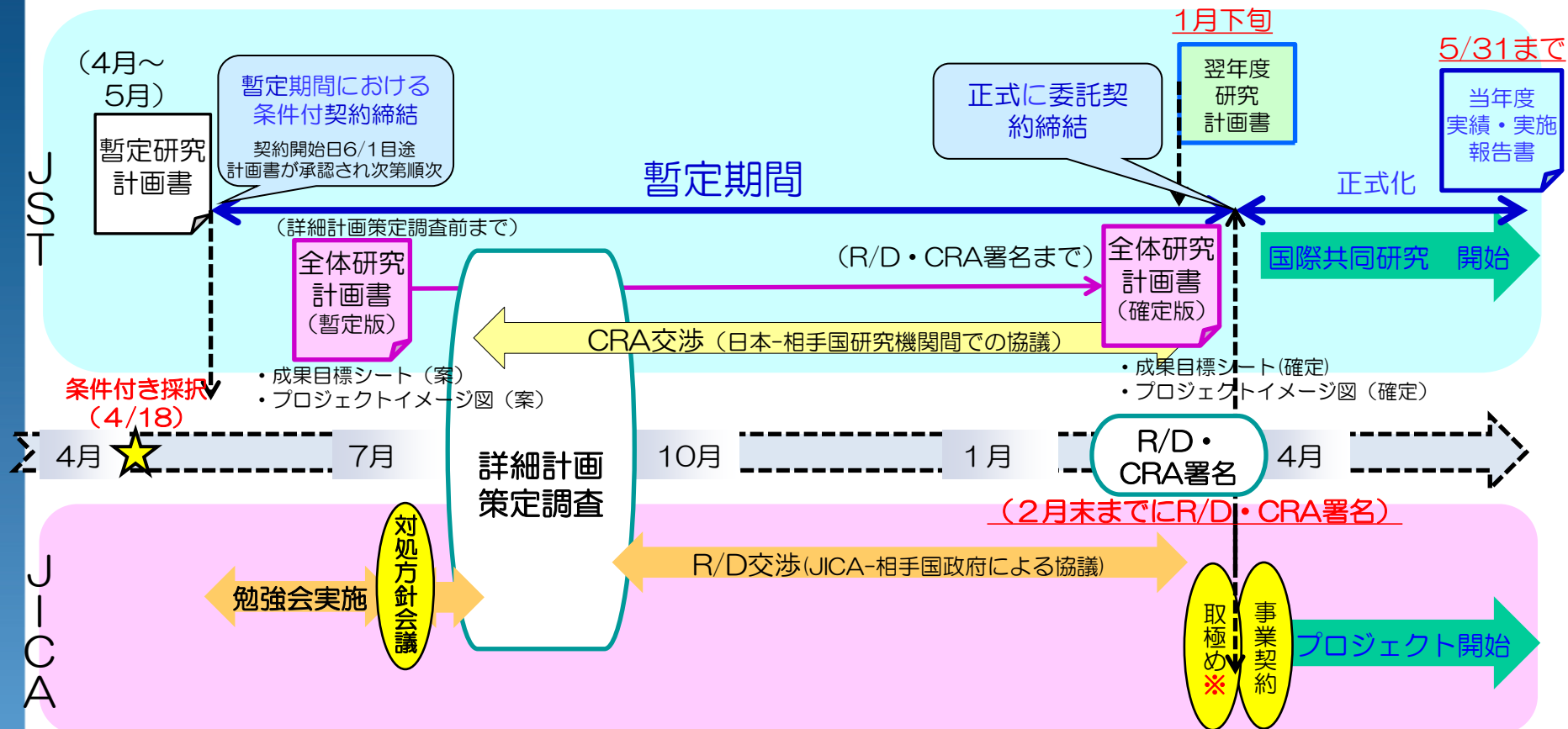
# 条件付き採択から正式化（続き）

## 技術協力プロジェクト（ODA:JICA） X 競争的研究資金（JST）



## 2-2. 今後のスケジュール（暫定期間中）

### 採択年度（暫定期間～正式化移行まで）



※この時点で、既に同研究機関で別のSATREPS案件を実施中の場合は不要です。



## (用語説明)

### 【条件付採択】

今後の相手国関係機関との実務協議の内容や相手国情勢などによっては、国際共同研究の開始に至らず、暫定期間で終了となる可能性もあるため、現時点では「条件付」での採択としています。

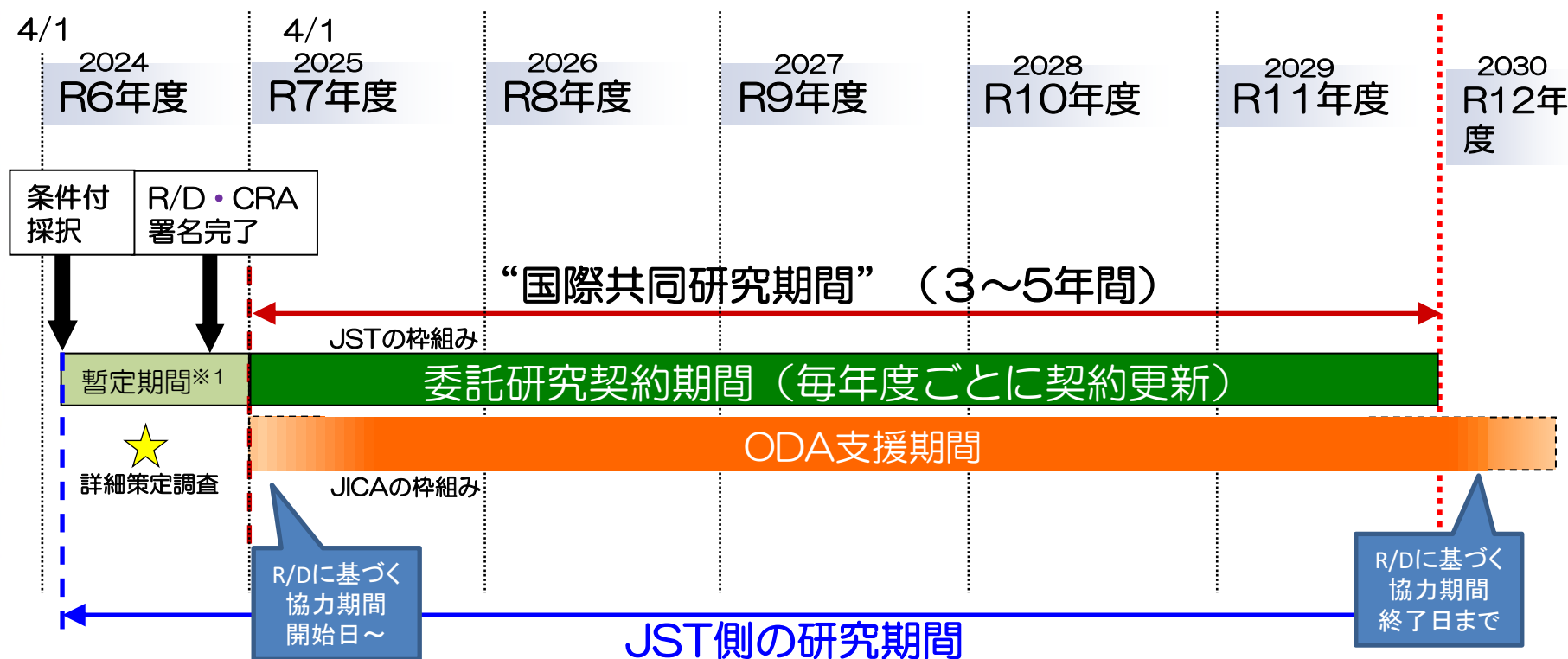
R/DおよびCRAが令和7年(2025年) 2月末日までに締結されて初めて、正式に国際共同研究を開始できます。

### 【暫定期間】

R/D及びCRAが締結されて正式に共同研究を開始するまでの期間のこと。

R/D署名までの間、JSTと条件付の委託研究契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限って、提案時の予算額内でJST委託研究費を執行できます。

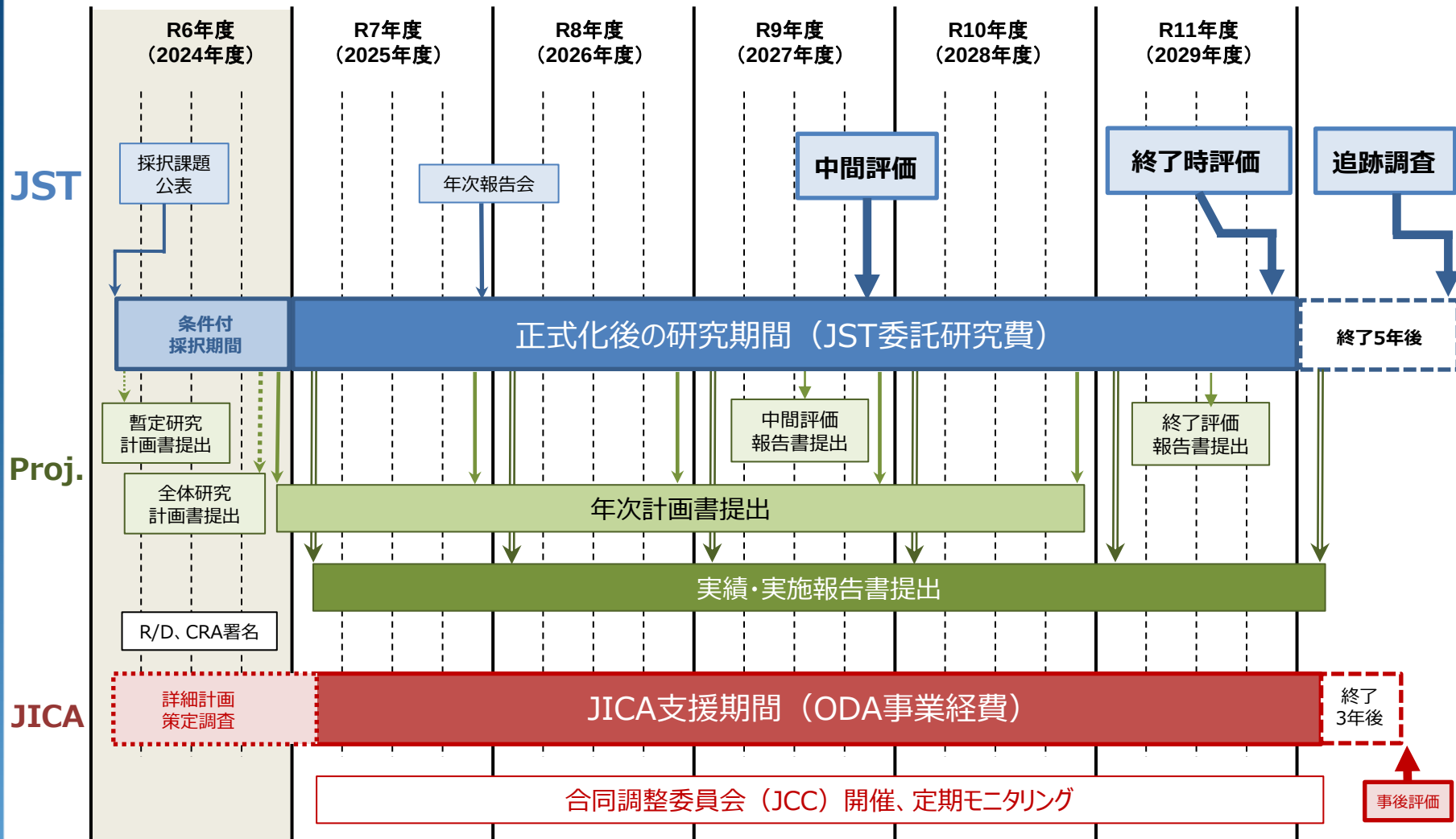
## 2-3. 研究期間と予算の考え方



※1 R/D署名までの間、JSTと条件付の委託研究契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限って、提案時の予算額以内でJST委託研究費を執行することができます（原則、研究代表者所属機関への委託となります）。

JSTからの委託研究費は上図で示す期間において執行可能ですが、予算については、条件付採択時に定められたJST委託研究費総額の範囲内で対応する必要があります。なお、JST委託研究費総額および年度別の研究費は、詳細計画策定調査、研究の進捗状況、中間評価結果、政府予算状況等によって増額または減額変更となる可能性があります。

## 2-4.主なスケジュール（正式化後）



### 3. プロジェクト推進上の留意事項



## 3-1. 研究代表者等の主な責務等

条件付採択となった時点から研究代表者等（研究代表者及び主たる共同研究者）には以下の責務が生じます。

（詳しくは公募要領 p.46～48、p.96～97 をご覧ください）

### （１）研究の推進及び管理

- ・ 本プログラム実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務
- ・ JICAの技術協力プロジェクトの総括責任者  
（投入計画立案、カウンターパートとの調整、プロジェクト全体の運営管理等）
- ・ 現地における詳細計画策定調査への参加、事前のJST/JICAとの打ち合わせへの出席
- ・ 相手国での合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)を開催し、報告・協議
- ・ JST/JICAへの報告書の提出、JST/JICAによる評価への対応
- ・ 関係組織との連携や意思疎通・共有
- ・ 知的財産権の取得、研究成果の発表
- ・ 研究倫理教材（eAPRIN）の履修義務周知
- ・ 研究成果論文のオープンアクセス化
- ・ 「データマネジメントプラン(DMP)」の作成（正式プロジェクト開始時）

### （２）研究契約等の遵守

JSTと研究機関との間の研究契約及びJSTの諸規定等、JICAとの取極め及び事業契約、相手国研究機関等とJICAが締結するR/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(CRA等)の内容を遵守

## 3-2. 研究機関の主な責務等

研究の実施を予定している全ての研究機関に以下の責務が生じます。

(詳しくは、公募要領 p.48～51、p.89～95をご覧ください。)

- JSTとの委託研究契約及びJSTの諸規定等、JICAとの取極め及び事業契約等、R/D、CRAの遵守  
(＊JSTとの研究契約は原則としてJSTが提示する内容で締結しなければなりません)
- 国際共同研究を実施する体制の確保
- 公的研究費の管理・監査および不正行為への対応等に関するガイドラインの遵守および研究者への周知・徹底
- 研究者へ研究倫理教材(eAPRIN等)を履修させる義務
- 知的財産権の取扱いに関する体制整備と研究者等との合意形成、および出願等の際のJST/JICAへの報告義務
- JST/JICAによる経理の調査や国の会計検査等への対応
- 外部研究者を参加させる場合、JST委託研究契約やR/D・CRAを遵守するための措置
- 海外における安全対策および研究者の安全に対する責任
- 国際共同研究を実施する上での国際ルールや関係法令等への対応  
(外為法、安全保障貿易管理、生物多様性条約等)

## 3-3. 合意文書(CRA)作成に関する注意事項

共同研究合意書（CRA）においては、

- 守秘義務及び知的財産の取扱い
- 遺伝資源へのアクセスと利益配分
- 成果の公表
- 紛争の解決
- 制約事項

R/DおよびCRAが  
**令和7年2月末日までに**  
締結されて初めて、正式  
に共同研究が開始できま  
す。

等について定めていただきます。

CRA はJSTのガイドラインにそって相手国機関と交渉、適宜JSTに報告し、合意事項を詰め、署名前のCRA最終案の段階で **JSTの確認**を得てください。

R/Dの内容と平仄を合わせるため、CRAの取り交わしは、R/D締結にむけた状況を確認しながら進めることが適切です。

なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。



## 3-3. 合意文書(CRA)作成に関する注意事項

### ・ 知的財産権の帰属

JSTとの委託研究契約に基づき、知財権は原則として**発明者の所属機関に帰属します**。

※ただし、研究機関が出願しないと判断した場合で、発明者の同意を得たものについて、JSTが権利の承継・出願する場合があります。

### ・ 相手国研究機関との調整

知的財産が生じた際は、**必ず事前に相手国研究機関との調整を行ってください**。

※国際ルールと共に、相手国の知的財産に関する法令もご配慮下さい。  
また、相手国研究機関に不利益とならぬようご配慮ください。

### ・ 研究機関からJSTへの各種報告義務

出願、登録、移転、放棄、第三者への実施許諾などの際は、**研究機関からJSTへ報告が必要です**(委託研究契約書 別記3 知財条項)。  
相手国側研究機関が関係するものについては了解を得た証拠(メールでの了解文章等)を添付してください  
→必要に応じJSTにご相談ください。

# 3-3.合意文書(CRA)作成に関する注意事項

## ～ R/D・CRA協議及び課題進捗上の問題例 ～

1. 相手国・研究機関・研究者が日本のODA（技術協力）の原則を理解していない。
2. 相手国とのR/DやCRA署名にあたり、複数省庁の承認、閣議決定、大統領府等の承認が必要となる場合があります、署名まで時間を要する。
3. 相手国の遺伝資源に関連した知財権等の扱いの問題によりCRAの協議が難航する。
4. 相手国研究機関と相手国企業の間で研究実施に必要な機微情報の取扱い等に関する文書の締結に時間を要し、R/D、CRAの署名が遅れる。
5. 相手国あるいは我が国の研究代表者を中心にした研究実施体制が十分に確立されていないことや、両国研究者間のコミュニケーションが十分図られていない。
6. ODAによる機材調達が原則競争入札であり時間を要するとともに、供与にあたり、調達機材の所有権移転、税金等の問題により時間を要する。
7. 相手国・研究機関における施設建設の遅れや土地確保の不履行等により研究遂行の遅れにつながる。
8. 国によっては相手国内で研究活動を行う場合にResearch Permitが必要とされることがあり、取得に時間を要する。
9. 原則二国間での共同研究であり、第三国の研究機関を実施体制に組み込んで共同研究を実施することはできない。

## 3-4. 安全対策について

外務省海外安全ホームページにおいて出張先地域（経由地含む）にレベル2「不要不急の渡航は止めてください」以上が出されている場合、出張の中止・延期を含めて十分な事前の検討をお願いします。

- 参照：出張者の安全管理について

（令和6年度委託研究契約事務処理説明書補完版 p.17-22）

- 参照：研究代表機関の安全対策義務（JICA「取極め」第十二条）

※渡航検討の際は、渡航1か月前を目途に、渡航計画、渡航者リスト、緊急連絡先等の安全対策関連情報を所属機関からJST及びJICAに提出ください。

※研究代表機関により、共同研究機関メンバーも含めて安全対策措置を徹底してください。

その他、令和6年度公募要領 5.21.2 海外における安全対策及び研究者の安全に対する責任（p.93～p.94）もご参照ください。

## 3-5. その他留意事項

### ・ 国費留学生SATREPS枠

文部科学省では、各大学の主体的な留学生交流を促進し、国際競争力の強化を図る観点から、国費外国人留学生の大学推薦制度を設けており、SATREPSの研究課題に参加する大学が一定条件のもとで推薦可能な「SATREPS枠」が設けられています。

### ・ 出産・子育て・介護支援制度

JSTでは男女共同参画推進の取り組みの一環として出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究開発を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

### ・ 安全保障貿易管理

研究機材の輸出及び技術提供は外為法の規制対象となります。経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくはそちらをご覧ください。

### ・ 遺伝資源へのアクセスと利益配分

国際ルール及び相手国や日本国内の関係法令等を遵守してください。  
相手国からのサンプル等の持ち帰りや、遺伝資源等の利用についても、法令・制度、国際ルールに従ってください。

## 3-6. 海外遺伝資源の取り扱い



# 4. JSTとの委託研究契約

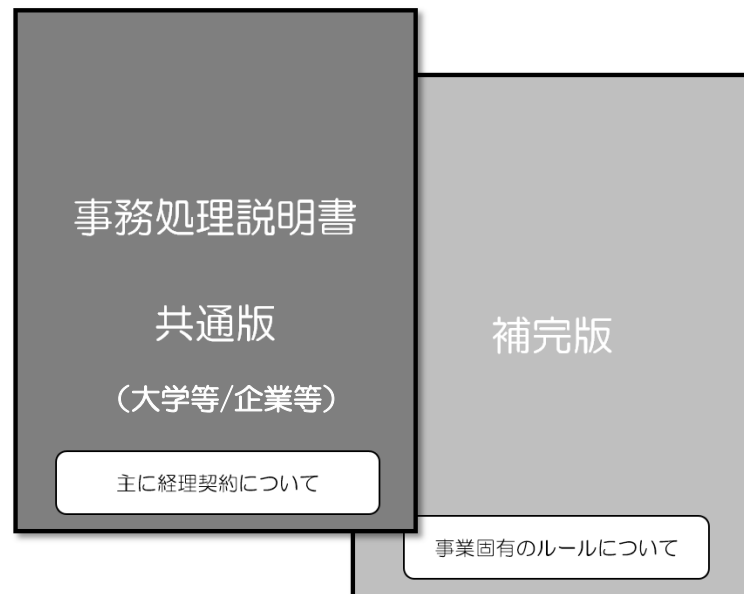
以下は、JST委託研究契約及び委託研究費  
の執行に関する説明です。



# JSTとの委託研究契約の詳細は、 「令和6年度委託研究契約事務処理説明書」 の共通版及び補完版をご覧ください。

## 委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版に関する補足や事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で取扱いに差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。
- 共通版には大学等用と企業等用の2種類がありますのでご注意ください。



委託研究契約書および委託研究契約事務処理説明書、  
各種様式の最新版は、以下のURLに掲載されています。

(大学等) <https://www.jst.go.jp/contract/global/2024/globala.html>  
(企業等) <https://www.jst.go.jp/contract/global/2024/globalc.html>

※共通的な委託研究契約事務に関するご質問は、契約部研究契約室宛にお問い合わせください。  
E-mail : keiyaku@jst.go.jp



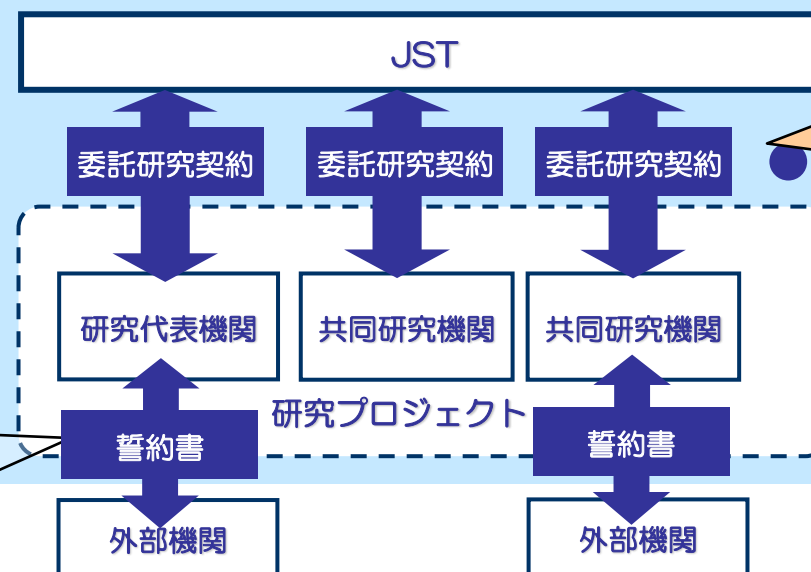
# JSTとの委託研究契約

条件付採択時  
～R/D・CRA  
署名成立まで  
(暫定期間)

研究代表者の所属機関  
とのみ暫定委託研究契  
約を締結

R/D・CRA締  
結後

- ・R/Dの遵守
- ・CRAの遵守
- ・委託研究契約の遵守
- ・秘密保持
- ・知的財産権の帰属
- ・損害の補償 など



R/D及びCRA締結後、  
正式プロジェクト開始時に  
は各共同研究機関とも委託  
研究契約を締結可。

※研究機関は、原則としてJSTが提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。

# JSTとの委託研究契約の種類

|                   | 暫定委託研究契約                                        | 委託研究契約（正式）              |
|-------------------|-------------------------------------------------|-------------------------|
| 対象となる期間           | 条件付採択 ～<br>R/D・CRA署名成立まで<br>（暫定期間）              | R/D・CRA署名成立後            |
| 契約期間              | 単年度                                             | 複数年度                    |
| JSTと契約を<br>締結する機関 | 研究代表者の<br>所属機関のみ(※1)                            | 共同研究機関を含む<br>各機関        |
| JST委託研究費の<br>使途   | 原則、物品費（固定資産計上<br>物品を除く）、旅費、人件<br>費・謝金、その他経費（※2） | 物品費、旅費、人件費・謝金、<br>その他経費 |

※1 共同研究機関は代表機関からの依頼出張等により研究活動が可能です。

※2 固定資産計上物品の購入は原則出来ません。雇用に際しては、R/D署名が不成立と判断され、研究が中止になる可能性があることをご了承下さい。また、雇用者本人の了承も必ず得て下さい。

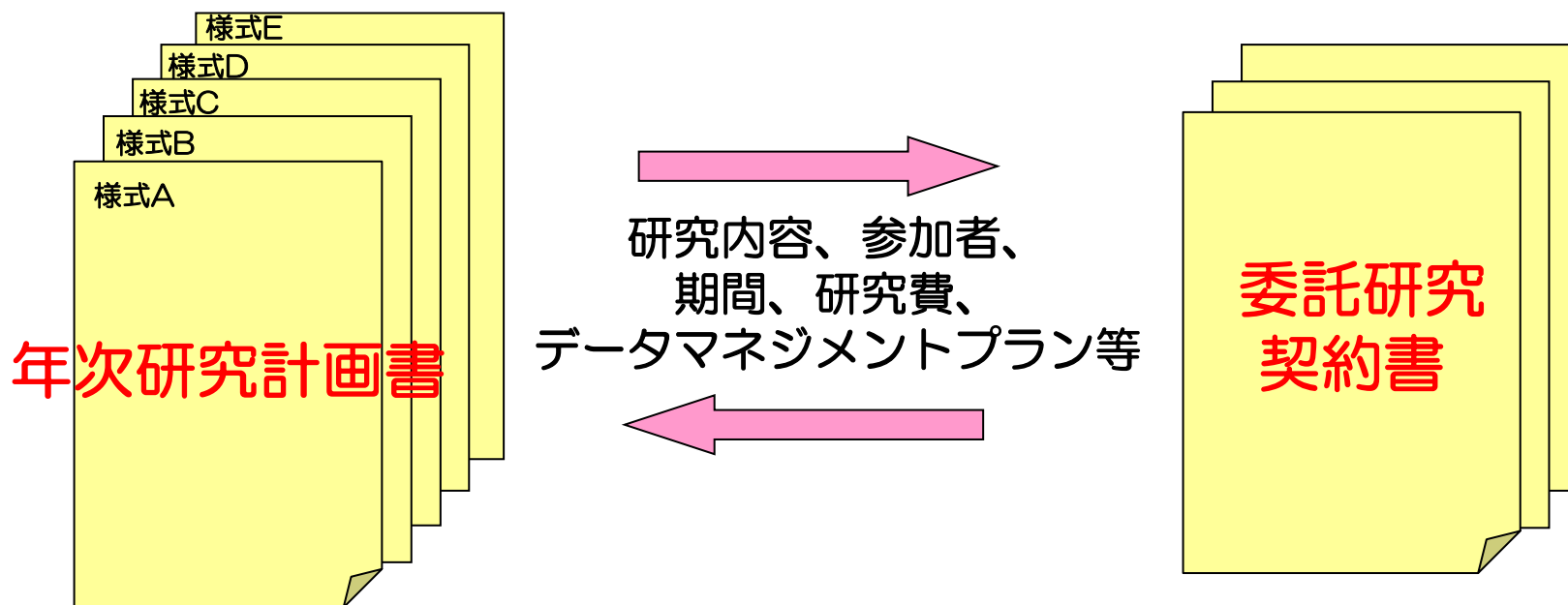
# JSTとの委託研究契約の種類

|                   | 暫定委託研究契約                                        | 委託研究契約（正式）              |
|-------------------|-------------------------------------------------|-------------------------|
| 対象となる期間           | 条件付採択 ～<br>R/D・CRA署名成立まで<br>（暫定期間）              | R/D・CRA署名成立後            |
| 契約期間              | 単年度                                             | 複数年度                    |
| JSTと契約を<br>締結する機関 | 研究代表者の<br>所属機関のみ(※1)                            | 共同研究機関を含む<br>各機関        |
| JST委託研究費の<br>使途   | 原則、物品費（固定資産計上<br>物品を除く）、旅費、人件<br>費・謝金、その他経費（※2） | 物品費、旅費、人件費・謝金、<br>その他経費 |

※1 共同研究機関は代表機関からの依頼出張等により研究活動が可能です。

※2 固定資産計上物品の購入は原則出来ません。雇用に際しては、R/D署名が不成立と判断され、研究が中止になる可能性があることをご了承下さい。また、雇用者本人の了承も必ず得て下さい。

# 研究計画と委託研究契約



- 年次研究計画書に記載されている内容が、委託研究契約書に記載の研究内容、契約額等に直接反映されます。
- 委託研究費の経理調査の際、執行の根拠を年次研究計画書で確認します。
- 年次研究計画書の内容に沿った執行をお願いします。  
なお、研究機関の裁量により、一定の範囲で予算費目間の流用が可能です。
- 研究機関は、原則としてJSTが提示する内容で研究契約を締結いただきます。

# 複数年度契約について

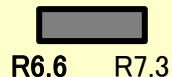
- 複数年度による契約開始時に、**契約開始日から翌事業年度末日までの契約期間で契約を締結**
- 複数年度契約であっても、当事業年度の研究費は、毎事業年度開始時に変更契約において改めて定める※<sup>1</sup>。同時に研究計画書記載の研究期間の範囲内で**契約期間を1年ずつ延長**。

※<sup>1</sup>委託研究費は、事業年度ごとにJSTの承認により決定される研究計画書記載の金額により見直しを行うため

例：契約開始日 令和6年6月1日

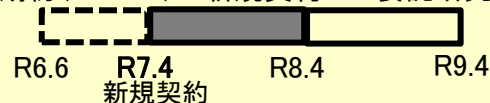
○ 初年度（暫定契約開始）

契約開始日から当年度末までの契約期間で締結（単年）



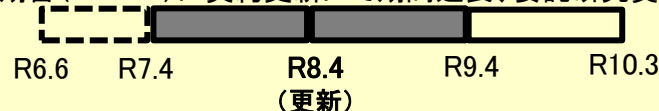
○ 2年度（正式化に伴う新規契約）

期初（R7.4.1）に新規契約にて委託研究費更新、条文改定（複数年）



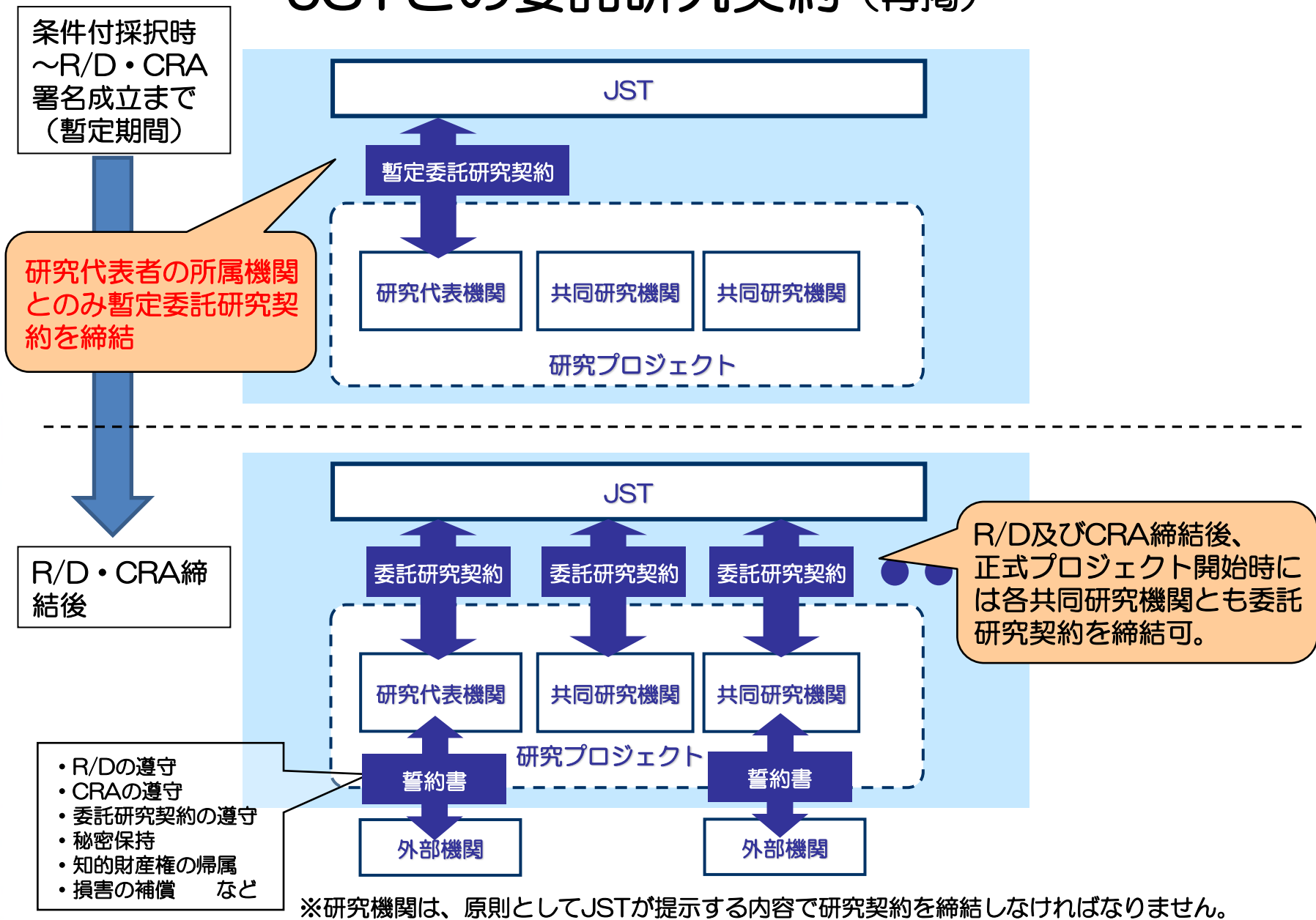
○ 3年度（年度更新）

期首（R8.4.1）に契約更新にて期間延長、委託研究費更新、条文改定



※契約期間の途中で契約情報（委託研究費の増減、期間変更、研究担当者等）の変更がある場合、変更契約を締結します。  
ただし、研究担当者の所属部署名・役職名の変更については、変更契約書を取り交わすことなく、変更届（経理様式4-②）のJSTへの提出を持って変更契約が締結されたものとみなします。

# JSTとの委託研究契約（再掲）



# 他外部機関に所属する研究者を委託研究に従事させる場合の取り扱い（誓約書等）

（参考：委託研究契約書 別記4 特別条項）

JSTと委託研究契約を取り交わした研究機関に所属（※1）していない、他外部機関に所属する研究者を委託研究に従事させる場合は、委託研究への参加について事前にJSTの同意を得ること（※2）。

また他外部機関の研究者に、討議議事録（R/D）、合意文書（CRA）、委託研究契約等による取り決め事項を遵守させるよう、他外部機関に約束させること。

（※1）所属とは、雇用契約を締結していること、学籍を有することを指します。

（※2）研究計画書（様式C「研究参加者一覧」）のJSTの承認をもって、同意とします。

→ 取り決め事項の遵守違反に起因する係争等を排除するため、研究機関が責任を持って、当該研究者が所属する他外部機関から誓約書等の提出を受けてください。



# 他外部機関に所属する研究者を委託研究に従事させる場合の取り扱い（誓約書等）

## 誓約書作成のポイント

誓約書作成にあたっては以下の点に注意し、各研究機関の知財部門やTLO等と相談しながら検討してください。

- ✓ 誓約書は当事者である研究機関と、当該研究者が所属する他外部機関の責任で交わしてください。
- ✓ 討議議事録（R/D）、合意文書（CRA）、委託研究契約等による取り決め事項を優先することとし、矛盾・齟齬のないように作成してください。
- ✓ 誓約書の雛形は以下のサイトからダウンロードいただけます。雛形の条項は、誓約書に入れてください。

【誓約書雛形のご案内】

<https://www.jst.go.jp/global/keiyaku/seiyaku2023.pdf>

# 研究機関における体制整備

## 研究機関の責務＜公的研究費の管理・監査の体制整備＞

研究費の配分を受ける研究機関はe-Radを通じて、以下2つのチェックリストを文部科学省へ提出することが必要です。

- ①体制整備等自己評価チェックリスト
- ②研究不正行為チェックリスト

未提出の研究機関との委託研究契約の締結・更新は不可となりますので、事前に手続きください。（詳しくは、公募要領 p.99～104 をご覧ください。）

各チェックリストの提出方法の詳細については下記文部科学省のウェブサイトをご覧ください。

- ①体制整備等自己評価チェックリスト

→ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

- ②研究不正行為チェックリスト

→ [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00004.html)

# JST 委託研究費の予算費目について

|      | 予算費目       | 具体的な用途                                                                                                                                    |
|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 直接経費 | 物品費        | 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用                                                                                         |
|      | 旅費         | 研究担当者及び研究計画書記載の研究参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費                                                                                                      |
|      | 人件費<br>・謝金 | 本研究のために雇用する研究者等（研究担当者を除く）の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費                                                                                             |
|      | その他        | 上記の他、本研究を実施するための経費<br>例）研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額等 |
| 間接経費 |            | 直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費                                                                                                 |

※各費目の具体的な用途等については、事務処理説明書共通版／補完版をご確認ください。

# JICAとJSTの経費負担について

- A. 日本国内等、相手国内以外にて執行する研究費  
⇒ 原則としてJSTからの委託研究費
- B. 相手国内にて執行する経費及び外国人研究員の招へいに要する経費  
⇒ 原則としてJICA経費
- C. 在外研究員（JICA 専門家）を相手国に派遣する場合の往復旅費・滞在費等  
⇒ 原則としてJICA経費。

## ※在外研究員（JICA専門家）

JICAが在外研究員として認め、JICAからの予算により相手国に出張する（派遣される）研究者。

在外研究員には、R/D等で規定される免税条項、活動許可条項が適用される。

一般的に、教授をはじめ、ポスドク以上の研究者等が在外研究員と認められ、原則学生は認められない。

# JICAとJSTの経費負担について

| 経費                               | JST             | JICA            |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| A. 日本国内での研究費                     | ●               |                 |
| A. 相手国以外での研究費<br>(第三国出張費、現地諸経費等) | ● <sup>*1</sup> |                 |
| B. 相手国内での活動費                     | ▲ <sup>*2</sup> | ● <sup>*3</sup> |
| B. 相手国からの招へい旅費                   | ▲ <sup>*4</sup> | ●               |
| C. 日本と相手国間の旅費                    | ▲ <sup>*5</sup> | ●               |

\*1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

\*2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費等、相手国においてJICAが負担できない経費のうちJST委託研究費で負担可能なものに限りします。

\*3 JICAが負担する経費は、R/Dに基づく技術協力プロジェクトに関する経費に限定されます。  
(技術協力プロジェクトは相手国の自立発展性を重視するODA事業であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります。これら相手国の負担事項はR/Dに記載されます。)

\*4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へい、及び相手国側研究者の招へいに要する経費のうちJICAで経費負担できない場合に限りします。

\*5 学生等、在外研究員として相手国へ派遣することのできない場合に限りします。

※渡航費の支出にあたっては、当該渡航者を研究計画書に登録（記載）してください

# JICAとJSTの経費負担について

## ※JST委託研究費で相手国へ出張する場合の注意事項

JST委託研究費で出張する場合は、当該国際共同研究における R/D にて規定される活動とはみなされず、相手国より在外研究員に認められる課税免除等の待遇が付与されないことに加え、現地での活動に何らかの制約を受ける場合がありますので、現地での活動における支障の有無等について事前に必ず相手国関係機関へ確認するとともに、JICA/JSTへご相談ください。

また、JST委託研究費による出張者であっても、JICAの安全配慮義務の対象となりますので、現地では在外研究員等と同様の安全を考慮した行動をお願いします。

# 学生の相手国への出張について

学生は、在外研究員としてJICA経費で派遣することはできません

ただし、所属機関が出張に関する責任（安全配慮義務を含む）を全面的に負うとともに必要な手配・手続きを行うことを前提に、必要な条件を全て満たす場合のみ、JST委託研究費で相手国に出張することができます。

※必要な条件については委託契約事務処理説明書 補完版をご覧ください。



# JST 委託研究費の予算費目について（再掲）

|      | 予算費目       | 具体的な用途                                                                                                                                    |
|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 直接経費 | 物品費        | 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用                                                                                         |
|      | 旅費         | 研究担当者及び研究計画書記載の研究参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費                                                                                                      |
|      | 人件費<br>・謝金 | 本研究のために雇用する研究者等（研究担当者を除く）の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費                                                                                             |
|      | その他        | 上記の他、本研究を実施するための経費<br>例）研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額等 |
| 間接経費 |            | 直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費                                                                                                 |

※各費目の具体的な用途等については、事務処理説明書共通版／補完版をご確認ください。

# 令和3年度からの取扱い：PI人件費の支出について

研究機関において当該経費が適切に執行される体制の構築と確保した財源の使用状況を文部科学省に報告することを条件として、プロジェクトの研究活動に従事するエフォートに応じ、PI 本人の希望により、人件費を直接経費の「人件費」の費目から支出することを可能とする。

## <SATREPSにおける取扱い>

- 「大学等」における研究担当者（研究代表者、主たる共同研究者）を対象
  - 暫定委託研究契約期間においては直接経費の10%を支出上限。
  - 計上にあたっては研究計画書への記載を必須
- ※当初計画になく期中に計画を見直して研究担当者の人件費の計上を行う場合は、費目間流用の範囲内であっても、研究計画書を修正の上、事前にJST課題担当へ確認をお願いします。

## <参考資料等>

- 関係府省連絡会申し合わせ： [https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi\\_jinkenhi.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf)
- JST における運用方針： <https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>
- SATREPSにおける実施方針： [https://www.jst.go.jp/global/pdf/pi\\_houshin\\_kokusai.pdf](https://www.jst.go.jp/global/pdf/pi_houshin_kokusai.pdf)
- 文部科学省窓口： [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm)

# 令和3年度からの取扱い：バイアウト制の導入

各課題の研究代表者について、研究機関において規程を整備するなど制度に関する仕組みを構築することを条件として、研究代表者（PI）本人の希望により、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等）を代行する教職員等の雇用等に係る経費を直接経費の「その他」の費目から支出を可能とする。

## <SATREPSにおける取扱い>

- 「大学等」における研究代表者を対象（主たる共同研究者は対象外）
  - 暫定委託研究契約期間においては直接経費の20%を支出上限。
  - 計上にあたっては研究計画書への記載を必須
- ※当初計画になく期中に計画を見直してバイアウト経費の計上を行う場合は、費目間流用の範囲内であっても、研究計画書を修正の上、事前にJST課題担当へ確認をお願いします。

## <参考資料等>

- 関係府省連絡会申し合わせ： [https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout\\_seido.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf)
- JST における運用方針： <https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>
- SATREPSにおける実施方針： [https://www.jst.go.jp/global/pdf/buyout\\_houshin\\_kokusai.pdf](https://www.jst.go.jp/global/pdf/buyout_houshin_kokusai.pdf)

## 参考) 令和2年度からの取扱い： 若手研究者の自発的な研究活動

プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することを可能とする。

### <SATREPSにおける取扱い>

- ・「大学等」においてプロジェクトの実施のために雇用される者
- ・自発的な研究活動等を開始する年度の4月1日時点で40歳未満の者
- ・各プロジェクトにおけるエフォートの20%を上限

### <参考資料等>

- ・関係府省連絡会申し合わせ：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)
- ・JST における運用方針：<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>
- ・SATREPSにおける実施方針：[https://www.jst.go.jp/global/pdf/wakatehoushin\\_kokusai.pdf](https://www.jst.go.jp/global/pdf/wakatehoushin_kokusai.pdf)

# 研究担当者の異動

研究担当者（研究代表者または主たる共同研究者）が異動（所属機関を転出）する時は、事前にJSTへ連絡

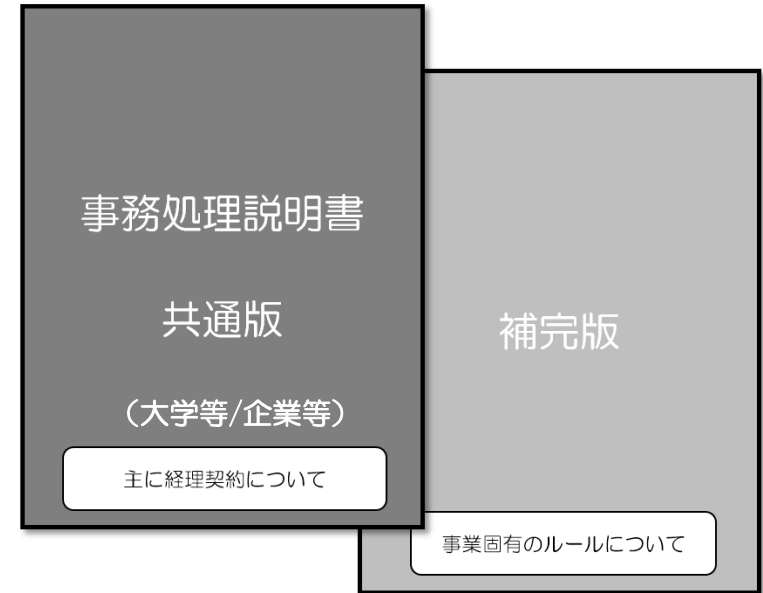
- 委託研究契約の中止手続きが必要  
【委託研究中止申請書（経理様式4-①）】
  - 未使用分の直接経費及び間接経費のJSTへの返還、精算の実施、転出先所属機関とJSTとの新規契約手続、委託研究費の支払い
- 委託研究費で調達した物品の取り扱い
  - 転出先所属機関への移設にご協力ください

※研究代表者が異動する場合には、相手国との関係も含め当該研究が支障なく継続できる最善の方法を検討します。結果として、転出先の所属機関を代表機関とする場合は、JICAとの取極めや事業契約等の解約手続き・再手続きが必要となります。

# JSTとの委託研究契約の詳細は、 「令和6年度委託研究契約事務処理説明書」 の共通版及び補完版をご覧ください。

## 委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版に関する補足や事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で取扱いに差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。
- 共通版には大学等用と企業等用の2種類がありますのでご注意ください。



委託研究契約書および委託研究契約事務処理説明書、  
各種様式の最新版は、以下のURLに掲載されています。

(大学等) <https://www.jst.go.jp/contract/global/2024/globala.html>  
(企業等) <https://www.jst.go.jp/contract/global/2024/globalc.html>

※共通的な委託研究契約事務に関するご質問は、契約部研究契約室宛にお問い合わせください。  
E-mail : keiyaku@jst.go.jp



# 昨年度の事務処理取扱からの改訂事項は 以下リンク先をご参照ください。

JSTにおける委託研究事務処理説明書（共通版）に関する改訂事項：

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024a302manua.pdf>

※「大学等」と「企業等」共通

SATREPSにおける事業固有事項に関する改定事項：

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024globals304manua.pdf>

※R6年度における改訂事項はございません。



# JSTのお問い合わせ先

## 【委託契約の経理・契約に関するお問い合わせ】

科学技術振興機構 契約部 研究契約室

E-mail : [keiyaku@jst.go.jp](mailto:keiyaku@jst.go.jp)

TEL : 03-3512-3545

研究契約室へお問い合わせの際は、以下項目をお知らせください。

- ①契約番号
- ②研究タイプ
- ③研究担当者

## 【事業内容・研究実施管理等に関するお問い合わせ】

科学技術振興機構 国際部 SATREPSグループ

E-mail : [global@jst.go.jp](mailto:global@jst.go.jp)

TEL : 03-5214-8085

# 5. SATREPSの広報

# SATREPSの広報

## <研究者>

- 研究成果の創出、情報提供
- 研究成果の発信
- 各種アウトリーチ活動の実施・参加等

## <JST>

- 研究成果のタイムリーな入手
- マスメディアを通じた研究成果の発信  
(研究機関/JST/JICA共同でのプレス発表等)
- 理解者、協力者を増やす効果的なアプローチ  
(JST主催・後援イベントへの出展等)



# JSTの広報活動

- プレスリリース

研究成果の情報発信。

（新聞記事等第三者による間接的な情報発信）

- パンフレット等の冊子、ポスター、ステッカー等

SATREPSの事業概要、各課題の研究概要や  
活動についての情報発信、そのアピール。

- SNS、ウェブサイト

一般向けに課題の活動を幅広く情報発信。



# プレスリリース

## ■方針

重要な研究成果が得られた場合は、研究機関、JST、JICA 共同でプレス発表し、より多くの宛先に配信する。

## ■プレス発表のタイミング（例）

- 論文発表時
- 進捗目安となるベンチマーク（成果指標）達成時
- 個別要素技術に関する成果が生まれた時
- 社会・経済的価値の高い成果が生まれた時  
（e.g. 製品化、行政サービスへの反映）
- 初採択国でのR/D・CRAの調印式典、など

# プレスリリース

## ■ J S T の配信先

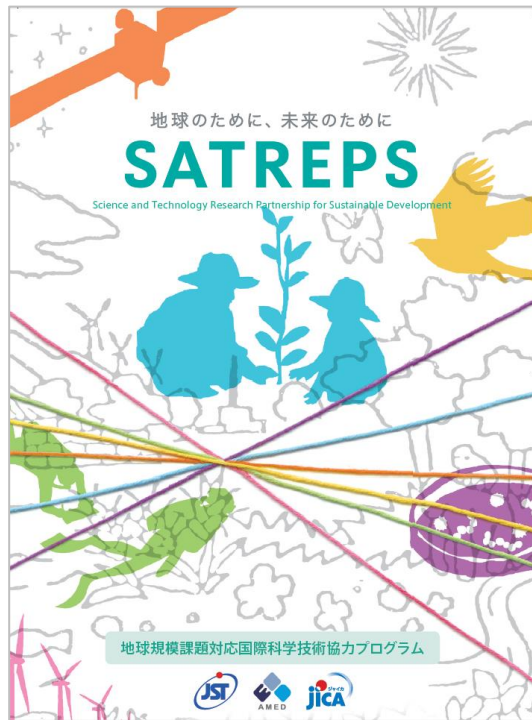
文部科学記者会（全国・地方新聞・TV等）、  
科学記者会、ウェブサイトなど

## ■ お願い

文部科学省・JST・JICA・共同発表機関の原稿確認に  
最低2週間を要するため、**論文受理等の見通しが立ち次第、**  
JST担当者へご相談ください。

※情報公開日までに原稿確認が間に合わないと判断された場合、  
情報がオンラインで既に公開されている場合、JSTはプレス発  
表に入れませんので、予めご了承ください。

# SATREPSのパンフレット



## 15 『パリ協定による2030年目標に向けた高温多湿気候下の インドネシアにおける低炭素アフォーダブル集合住宅の開発』 アフォーダブルな低炭素技術で インドネシアに快適な居住環境を！

採択年度 令和元年度



研究代表者  
久保田 徹

広島大学  
大学院先進理工系科学研究科  
准教授



研究代表者  
ムハンマッド ヌア ファイリ  
アルファタ

人間居住・住宅研究所 研究員

### 蒸暑地域ならではの低炭素技術を開発し、その社会実装を目指す

2016年のパリ協定によって、開発途上国でも温室効果ガス排出量の削減目標が設定された。生活水準が十分でない途上国の住宅では、健康で快適な居住環境の確保が先決だが、同時に低炭素化も目指さなければならず、その実現は容易ではない。本研究は、インドネシアで今後増加する中高層集合住宅を対象に、蒸暑地域ならではの低炭素建築技術を開発し、実際の建物や同国の国家規格など法的拘束力のある建築規制へ導入することを目指す。



インドネシアに建設した実験住宅  
の外観と住宅内の鉛直Void



インドネシア中央政府との会合の様子

### 集合住宅を低炭素化し、パリ協定の目標値の達成に貢献！

包括的低炭素技術をハードとソフトの両面で社会実装することにより、インドネシアの建築セクターにおける低炭素化を通して、パリ協定による同国の温室効果ガス削減目標の達成に貢献する。将来的には、インドネシア国内の研究拠点の拡大や周辺国への情報発信、技術共有も目指す。

東京で行われた  
キックオフ・ミーティング



相手国研究機関 公共事業・住宅省 人間居住総局、テガル市、気象気候地球物理庁(BMKG)、バンドン工科大学(ITB)、インドネシア教育大学(UPI)、スラバヤ工科大学(ITS)、サムラランギ大学(Unstrat)、シアクラ大学(Unsyiah)、ガジャ・マダ大学(UGM)、アトマジャヤカトリック大学(UAJ)、プラウィジャヤ大学(UB)、インドネシア大学(UIN)、ハサヌディン大学(Unhas)、YKK AP R&Dセンター(インドネシア)  
国内研究機関 広島大学、名古屋大学、東京工業大学、鹿児島大学、信州大学、早稲田大学  
研究期間(採択時) 5年間



対象：研究者、**相手国研究者**、官公庁、**JICA海外事務所**、**在日大使館**など



# SATREPSのポスター、ステッカー



SATREPS

SATREPS

(大サイズ) 14 cm (横) × 4.4cm (縦)  
(小サイズ) 7cm (横) × 2.2cm (縦)



対象：研究者、**相手国研究者（供与機材）** など

# その他JSTの広報媒体 (JST News)



3～4ページで、  
課題を**特集**



若手研究者  
を特集する  
コーナーも

研究成果や**イベント**  
開催報告などを紹介

対象：科学館・博物館、官公庁、企業、研究者、学会/ 協会 / 財団、各種学校など（毎月約1万部発行）





# SATREPSのSNS



成果やイベントに留まらず、  
**プロジェクトの活動紹介等**、  
様々な情報発信を行っています。  
課題担当に情報提供をお願いします！

フォロワー：研究者、**国際協力関係者**、**科学技術や国際協力**  
**に興味のある一般の方**



# SATREPSのウェブサイト

**SATREPS**

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

文字サイズ変更 大 中 小

国立研究開発法人  
科学技術振興機構

お問い合わせ サイトマップ よくあるご質問 English

TOP SATREPSについて 研究課題 評価 活動・成果 提案募集 お知らせ

研究者の方へ

一般の方へ

Googleサイト内検索

JSTトップ > 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) > 研究課題一覧 > 世界戦略魚の作出を目指したタイ原産魚介類の家魚化と養魚法の構築

## 生物資源

タイ王国

世界戦略魚の作出を目指したタイ原産魚介類の家魚化と養魚法の構築

タイ原産魚介類の養殖によって  
「世界の台所」を構築！



## 研究代表者



廣野 育生

東京海洋大学 学術研究院海洋生物資源学部  
門 教授

researchmap



スッティニー リムタマヒソン

タイ王国農業・協同組合省水産局 沿岸養殖  
研究開発部 部長

## 相手国

タイ王国

## 研究課題

- ▶ 研究領域別にみる
- ▶ 地域・国別にみる
- ▶ SDGsの目標別にみる

## お問い合わせ・ご意見

国立研究開発法人  
科学技術振興機構  
国際部  
SATREPSグループ  
電話：03-5214-8085

相互リンク

ご参考：

プロジェクトが作成したウェブサイト



共同プレス、単独プレス、プロジェクト独自のウェブサイト  
やSNS、その他プロジェクトに関連するウェブページなど



# 課題ごとの広報活動でのお願い

■論文発表等を行う際は、その**成果がSATREPSの支援によるものであることと、**グラント番号を謝辞 (Acknowledgement) 等に明記して下さい。



SATREPS

■外部発表資料やプロジェクトの成果品などに、ぜひロゴをご利用ください。



↑トルコの地震防災教育の教材  
→横断幕を作成し、  
研修や記者説明会で使用



↑プロジェクトラボの  
開所式に横断幕を作成

# まとめ

- 積極的な広報活動、課題担当への情報提供をお願いします。
- プレスリリースをご希望の場合は、論文受理等の見通しが立ち次第、課題担当へご連絡ください。
- パンフレット、ポスター、ステッカーをご活用ください。
- 広報物やSNSなどの原稿作成や写真提供にご協力をお願いします。
- 発表資料や成果品には、ぜひロゴをご利用ください。
- 論文の謝辞にはSATREPSの支援であることと、グラント番号の記載をお願いします。

より多くの方々に  
SATREPSや研究課題の活動を知って  
もらえるように、ご協力をお願いします

